

10月施行に係る関係通知の概要

10月施行に係る関係通知改正の一覧(9月7日発出分)

通知名	年月日・発出番号	分類
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について	平成12年老発第214号	改正
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	平成12年老企第36号	改正
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	平成12年老企第40号	改正
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について	平成12年老企第41号	改正
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について	平成12年老企第43号	改正
介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について	平成12年老企第44号	改正
指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について	平成12年老企第45号	改正
特定診療費の算定に関する留意事項について	平成12年老企第58号	改正
介護給付費請求書等の記載要領について	平成13年老老発第31号	改正
栄養ケア・マネジメントの実施に伴う帳票の整理について	平成17年健習発第0907001号 老老発第0907001号	新規
栄養マネジメント加算及び経口移行加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について	平成17年老老発第0907002号	新規
入所者が選定する特別な食事について	平成12年老企第53号	廃止
小規模生活単位方指定介護老人福祉施設等の居住費について	平成15年老計発第0319002号 老振発第0319002号 老老発第0319002号	廃止

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について

(平成12年老発第214号)の一部改正の概要

特別養護老人ホームにおける居住費及び食費を保険給付の対象外としたことに伴う所要の見直しを行う。

第三 人員に関する基準 (基準省令第2条)

平成17年3月31日までの間の介護・看護職員の員数は、常勤換算方法で、入所者の数が4.1又はその端数を増すごとに1人以上であれば差し支えないこととしていた経過措置の終了に伴い規定の削除を行うもの。

第四 処遇に関する基準

①食事の提供

○ 食費を保険給付の対象外とすることに伴い、介護報酬にかかる通知に規定していた基本食事サービス費に係る事項を削除するため、以下に掲げる食事の提供に係る事項の一部を本通知において、規定することとしたもの。

- ・ 食事の提供に関する業務委託について
 - ・ 入所者に対する栄養相談
 - ・ 食事内容の検討について
- 等

②衛生管理等

○ 衛生管理等における留意点に調理や配膳に伴う衛生管理を追加することとした。

第五 ユニット型特別養護老人ホーム

ユニット型特別養護老人ホームの居室を、ユニット型個室又はユニット型準個室に分類する基準を規定することとした。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問
通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅
介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う
実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）

の一部改正の概要

通所介護等における食事提供加算を廃止したことに伴う形式上の見直しを行う。

・居宅療養管理指導費

「基本食事サービス費の特別食加算」を「短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスの療養食加算」に改める。

・通所介護・通所リハビリテーション

食事提供加算（*現在、39単位/日を加算）を廃止する。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第40号通知）の一部改正の概要（案）

（1）ユニット型の創設

- ・ 施行日において現にユニット設備を有する指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設については、ユニット型の介護報酬の適用に係る届出を行ってはじめて、ユニット型の介護報酬を適用することを明記すること。
- ・ ユニットに属する療養室等であって、都道府県知事に対し、短期入所療養介護、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設の体制に係る届出が、それぞれ行われているものについては、ユニット型の介護報酬を適応するものであることを明記すること。

（2）従来型個室に係る経過措置

- ・ 短期入所生活・療養介護を受ける者であって、平成17年9月30日以前に従来型個室の利用を開始し、平成17年10月1日以後に終了するまでの間、継続して当該従来型個室を利用しており、併せて、当該期間中に、特別な室料を払っていないものを対象とする。ただし、従来型個室の利用を一旦終了した後、再度、当該従来型個室を利用した場合にあっては、経過措置の対象とならない。
- ・ 介護保険施設においてサービスを受ける者であって、平成17年9月30日以前に従来型個室に入所し、平成17年10月1日以後に退所するまでの間、継続して当該従来型個室に入所しており、併せて、当該期間中に、特別な室料を払っていないものを対象とする。ただし、従来型個室を一旦退所した後、再度、当該従来型個室に入所した場合にあっては、経過措置の対象とならない。

（3）栄養管理に係る加算

①栄養管理体制加算

- (a) 管理栄養士又は栄養士が、労働者派遣法に基づく派遣労働者である場合も、当該加算の対象となること。また、調理業務の委託先にのみ、管理栄養士等が配置されている場合は、当該加算は算定できない。
- (b) 短期入所生活・療養介護において、管理栄養士又は栄養士は利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養及び内容の食事提供を行う。
介護保険施設において、管理栄養士又は栄養士は、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うために、食料品消費日計等を引き続き作成すること。ただし、栄養マネジメント加算を算定する場合にあっては、これらの帳票を作成しなくてもよいこと（献立表、食事せんを除く。）。

②栄養マネジメント加算

- (a) 施設入所時に行われた栄養スクリーニング、栄養アセスメントを踏まえ、施設長の管理の下、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員等が共同して栄養ケ

- ア計画を作成し、それに基づき栄養ケア・マネジメントを実施すること。
- (b) 栄養スクリーニング時に把握した低栄養状態のリスクのレベルが低リスクに該当する者については3か月毎、高リスクに該当する者等については2週間毎にモニタリングを行うこと。
- (c) 入所者毎に、概ね3か月を目途として、低栄養状態のリスクについて、栄養スクリーニングを実施し、栄養ケア計画の見直しを行うこと。
- (d) 算定開始日は、栄養ケア計画を作成した後、入所者等又はその家族に説明し、その同意を得られた日とすること。ただし、平成17年10月1日時点において既に施設に入所している者については、平成17年10月分に限り、同年10月中に同意がとれていれば、同年10月1日に遡り算定できること。

③経口移行加算

(a) 経管栄養から経口栄養に移行しようとする者

イ 医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理の方法等を示した経口移行計画を作成し、栄養管理の対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得て実施すること。

ロ 同意を得られた日から起算して、180日を超えて実施される場合でも、経口摂取が一部可能で医師の指示に基づき、経口摂取のための栄養管理が必要とされる場合には、引き続き算定できるものとする。ただし、この場合において、医師の指示は概ね1か月毎に受けるものとする。

(b) 経管栄養は行われていないが、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる者

イ 著しい摂食機能障害を有し、造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められる経口摂取を進めるための特別な栄養管理が必要として、医師の指示を受けたものを対象とすること。医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、経口移行計画を作成し、実施すること。また、当該計画については、栄養管理の対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。

ロ 経口移行加算の算定期間は、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な栄養管理により、当該入所者が必要な栄養は摂取されており、かつ、概ね1週間以上にわたり著しい摂食機能障害による誤嚥が認められないと医師が判断した日までの期間とすること。

ハ 同意日から起算して、180日を超えた場合でも、引き続き造影撮影又は内視鏡検査により医師の指示がなされ、特別な栄養管理を継続することについての入所者の同意が得られた場合にあっては、当該加算を算定できるものとする。ただし、この場合において、医師の指示は概ね1か月毎に受けるものとする。

(c) 栄養マネジメント加算の(b)に相当する経過措置を設けること。

④療養食加算

- ・ 当該加算を算定する場合は、療養食の献立表が必要であること。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、
指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準
及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出
における留意点について（平成12年老企第41号）

の一部改正の概要

食費を保険給付の対象外とし、新たに栄養管理を報酬上評価したことに伴う見直しを行う。

(1) 通所介護・通所リハビリテーション

- ・「食事提供体制」に係る届出を廃止する。

(2) 短期入所生活・療養介護

- ・「栄養管理の評価」に係る届出を新設する。

(3) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

- ・「栄養管理の評価」に係る届出を新設する。
- ・「食事提供の状況」に係る届出を廃止する。

居住費（滞在費）を保険給付の対象外とし、ユニット型を新設したことに伴う見直しを行う。

(1) 短期入所生活・療養介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

- ・「施設等の区分」にユニット型を追加する。

(2) 介護老人福祉施設

- ・「居住費対策」に係る届出を廃止する。
- ・「小規模生活単位型」を「ユニット型」に字句修正。

職員配置の経過措置（介護老人福祉施設4. 1：1、介護老人保健施設3. 5：1）の終了に伴う見直しを行う。

(1) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設

- ・「人員配置区分」に係る届出を廃止する。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年老企第43号）の一部改正の概要

指定介護老人福祉施設における居住費及び食費を保険給付の対象外としたことに伴う所要の見直しを行う。

第二 人員に関する基準（基準省令第2条）

平成17年3月31日までの間の介護・看護職員の員数は、常勤換算方法で、入所者の数が4.1又はその端数を増すごとに1人以上であれば差し支えないこととしていた経過措置の終了に伴い規定の削除を行うもの。

第四 運営に関する基準

① 利用料等の受領

○利用者から支払いを受けることができる費用の額として、食費及び居住費を追加することとした。

② 食事の提供

○食費を保険給付の対象外とすることに伴い、介護報酬にかかる通知に規定していた基本食事サービス費に係る事項を削除するため、以下に掲げる食事の提供に係る事項の一部を本通知において、規定することとしたもの。

- ・ 食事の提供に関する業務委託について
 - ・ 入所者に対する栄養相談
 - ・ 食事内容の検討について
- 等

③ 衛生管理等

○衛生管理等における留意点に調理や配膳に伴う衛生管理を追加することとした。

第五 ユニット型指定介護老人福祉施設

ユニット型指定介護老人福祉施設の居室を、ユニット型個室又はユニット型準個室に分類する基準を規定することとした。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年老企第44号）の一部改正の概要

介護老人保健施設における居住費及び食費を保険給付の対象外としたことに伴う所要の見直しを行う。

第二 人員に関する基準（基準省令第2条）

平成17年3月31日までの間の看護・介護職員の員数は、常勤換算方法で、入所者の数が3.6又はその端数を増すごとに1人以上であれば差し支えないこととしていた経過措置の終了に伴い規定の削除を行うもの。

第四 運営に関する基準

① 利用料等の受領

○利用者から支払いを受けることができる費用の額として、食費及び居住費を追加することとした。

② 食事の提供

○食費を保険給付の対象外とすることに伴い、介護報酬にかかる通知に規定していた基本食事サービス費に係る事項を削除するため、以下に掲げる食事の提供に係る事項の一部を本通知において、規定することとしたもの。

- ・ 食事の提供に関する業務委託について
 - ・ 入所者に対する栄養相談
 - ・ 食事内容の検討について
- 等

③ 衛生管理等

○衛生管理等における留意点に調理や配膳に伴う衛生管理を追加することとした。

第五 ユニット型介護老人保健施設

基準省令において、ユニット型介護老人保健施設を規定することに伴い、規定の趣旨、基本方針、設備基準等を規定することとしたもの。

第六 一部ユニット型介護老人保健施設

基準省令において、一部ユニット型介護老人保健施設を規定することに伴い、規定の趣旨、基本方針、運営規定等を規定することとしたもの。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年老企第45号）の一部改正の概要

指定介護療養型医療施設における居住費及び食費を保険給付の対象外としたことに伴う所要の見直しを行う。

第四 運営に関する基準

② 利用料等の受領

○入院患者から支払いを受けることができる費用の額として、食費及び居住費を追加することとした。

② 食事の提供

○食費を保険給付の対象外とすることに伴い、介護報酬にかかる通知に規定していた基本食事サービス費に係る事項を削除するため、以下に掲げる食事の提供に係る事項の一部を本通知において、規定することとしたもの。

- ・ 食事の提供に関する業務委託について
- ・ 入院患者等に対する栄養相談
- ・ 食事内容の検討について 等

③ 衛生管理等

○衛生管理等における留意点に調理や配膳に伴う衛生管理を追加することとした。

第五 ユニット型指定介護療養型医療施設

基準省令において、ユニット型指定介護療養型医療施設を規定することに伴い、規定の趣旨、基本方針、設備基準等を規定することとしたもの。

第六 一部ユニット型指定介護療養型医療施設

基準省令において、一部ユニット型指定介護療養型医療施設を規定することに伴い、規定の趣旨、基本方針、運営規定等を規定することとしたもの。

特定診療費の算定に関する留意事項について（平成12年老企第58号） の一部改正の概要

基本食事サービス費の廃止に伴う形式上の見直しを行う。

・特定診療費の介護栄養食事指導

「基本食事サービス費の特別食加算」を「短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスの療養食加算」に改める。

介護給付費請求書等の記載要領について

(平成13年老老第31号)の一部改正の概要

- (1) 基本食事サービス費の廃止に伴い、介護給付費明細書から食事提供に係る部分を削除する。
- (2) 介護給付費明細書に特定入所者介護サービス費請求欄を設ける。
- (3) 介護給付費明細書に社会福祉法人等による軽減欄を追加する。
- (4) 内容の明確化等その他の改正

栄養ケア・マネジメントの実施に伴う帳票の整理について (平成17年健習発第0907001号・老老発第0907001号)の概要

- 国は、栄養ケア・マネジメントを実施し、栄養マネジメント加算を算定する施設においては、個別の高齢者の健康状態に着目した栄養管理が行われることから、今まで、平成12年老企第40号通知において作成することとされてきた帳票書類のうち、集団として栄養管理を行う上で必要であったものについては、作成不要とする（ただし、栄養ケア・マネジメントを実施していない施設においては、引き続き、これらの帳票の作成を必要とする）。
- 都道府県においても、類似の帳票の作成を指導している場合があれば、帳票の作成や類似項目の記載を不要とする等の措置を講じられるよう、地方自治法における技術的助言として、都道府県知事宛通知するもの。

(参考)

平成12年老企第40号通知において 作成することとされてきた帳票書類	栄養ケア・マネジメント	
	実施	未実施
1 整備しなければならない帳票書類		
・ 検食簿	不要	要
・ 喫食調査結果	不要	要
・ 食事せん	要	要
・ 献立表	要	要
・ 入所者等の入退所簿	不要	要
・ 食料品消費日計	不要	要
2 必要に応じ（少なくとも6月に1回）作成しておくもの		
・ 入所者年齢構成表	不要	要
・ 給与栄養目標量に関する帳票(*)	不要	要

《根拠通知：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意点(H12 老企第40号)》

(*) 加重平均栄養所要量表、食品構成表は、「健康増進法等の施行について（特定給食施設関係）」（平成15年健習発第0430001号）に基づき、給与栄養目標量に関する帳票として整理

**栄養マネジメント加算及び経口移行加算に関する
事務処理手順例及び様式例の提示について
(平成17年老老発第0907002号)の概要**

- 栄養ケア・マネジメントの実施に伴い、その事務処理手順例及び様式例（栄養ケア計画等）を示したもの。
- 当該通知は、栄養ケア・マネジメントの適切な実施に資するよう一つの参考例としてお示しするに止まるものであり、適正に個別の高齢者の栄養状態に着目した栄養ケア・マネジメントが実施できている場合においては、介護報酬上評価して差し支えない。

(1) 栄養ケア・マネジメントの事務処理手順例

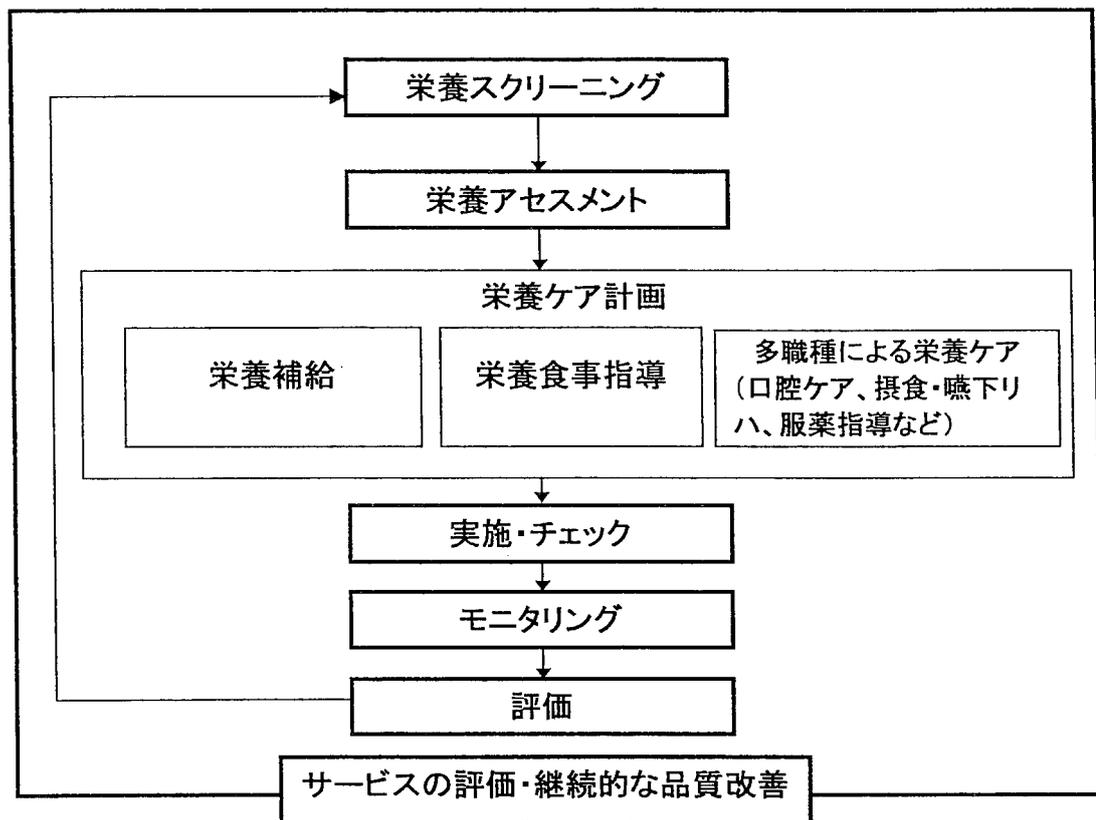
- ①入所（入院）時における栄養スクリーニングの実施
 - ・介護支援専門員は、管理栄養士と連携し、栄養スクリーニングを行うこと。
- ②栄養アセスメントの実施
 - ・管理栄養士は、入所者等の低栄養状態のアセスメントを行うこと。
- ③栄養ケア計画の作成
 - ・管理栄養士は、栄養アセスメントを踏まえ、入所者等の全員の食事等について栄養ケア計画を作成すること。
 - ・医師は栄養ケア計画の実施のための確認を行うこと。
- ④利用者・家族への説明
 - ・介護支援専門員は、本人等に、施設サービス計画に併せ、栄養ケア計画の内容を説明し、同意を得ること。
- ⑤栄養ケア・マネジメントの実施
 - ・栄養ケア計画に従い、サービスを提供すること。
 - ・実施上の問題は直ちに把握し、解決、計画の修正を行うこと。
- ⑥実施上の問題点の把握
 - ・関連職種は、計画の変更が必要となる状況を適宜把握すること。
- ⑦モニタリングの実施
 - ・関連職種は、栄養ケア計画に基づき、モニタリングにおいて、低リスク者は概ね3か月毎、高リスク者及び栄養補給法の移行の必要性がある者の場合には、概ね2週間毎に行うこと。ただし、低リスク者も含め体重は1か月毎に計測すること。
- ⑧再栄養スクリーニングの実施
 - ・介護支援専門員は、管理栄養士と連携して、低栄養状態のリスクにかかわらず、栄養スクリーニングを3か月毎に実施すること。

(2) 参考様式例

- ・栄養スクリーニング、栄養アセスメント、栄養ケア計画、経口移行計画等の参考様式を示すこと。
- ・経口移行計画は、栄養ケア計画と一体として作成することができること。

(参考)「栄養ケア・マネジメント」の手順

- ①入所者等に対して、栄養スクリーニングを実施し、低栄養等のリスクのある者を把握する。
- ②スクリーニングにおいて問題ありとされた者について、詳細なアセスメントを実施し、個々の入所者等に最適な栄養ケア計画を策定する。
- ③栄養ケア計画に基づいて、入所者等の個別性に対応した食事の提供や、経腸栄養法あるいは静脈栄養法による栄養補給を行うとともに、栄養食事指導、多職種協働による栄養問題への取組等を行う。
- ④栄養ケア計画に基づき、定期的にモニタリングを行い、一定期間後に栄養状態等について再評価を行う。
- ⑤栄養ケアを効率的・効果的に実施していくために、多職種協働による実施体制を整える。
- ⑥施設全体の総合的な評価を行い、「栄養ケア・マネジメント」の質の改善を継続的に実施する。



(1997 厚生省老人保健事業推進等補助金研究「高齢者の栄養管理サービスに関する研究報告書」より一部改変)